

介護保険 高額介護サービス費等の貸付制度

■対象になる人

次の条件をすべて満たす人が対象になります。

1. 彦根市介護保険の被保険者で、高額介護サービス費等の支給を申請している人
2. 介護サービス費の支払いが困難な人
3. 介護保険料を滞納していない人(※1)
4. 居宅サービスを利用している場合は、居宅サービス計画を作成している人(※2)

※1:介護保険料を滞納していても、分納の誓約をして、それに基づき確実に納付を履行している場合は対象になります。

※2:ただし、グループホーム等一部施設の入居者はこの限りではありません。

■貸付限度額

高額介護サービス費等として支給される見込額の10分の9以内。

ただし、その額が千円未満のときは貸付できません。

■返済方法

支給される高額介護サービス費等から、貸付額を差し引いて支給する(支給額のうち、貸付額と同額を彦根市が受領する)ことで返済していただきます。

■申請方法

介護サービスを提供する事業者が発行する、被保険者が負担すべき介護サービス費がわかる請求書や領収書をご用意ください。

その他、申請に必要な書類等については、高齢福祉推進課にお問い合わせください。